

参考

○国土交通省令第 号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十条、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十条（同法第三十三条第二項において適用する場合を含む。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十三条の規定に基づき、建設業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

建設業法施行規則等の一部を改正する省令  
（建設業法施行規則の一部改正）  
第一条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十九号中0を5に、<sup>cm</sup>「40mm」を<sup>cm</sup>「35mm」に改める。  
4 2

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）  
第二条 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に

「  
35 25  
センチ  
メートル  
を  
メ  
ートル  
に  
改  
め  
る  
」

に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）  
第三条 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に、  
「  
3 2  
5 5  
センチ  
メートル  
を  
メ  
ートル  
に  
改  
め  
る  
」

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。